

防衛装備移転三原則(平成26年4月1日国家安全保障会議決定・閣議決定)

平和国家としての基本理念を維持

原則1: 移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転しない

① 我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合

(化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約等。)

② 国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合

(安保理決議第1718号(北朝鮮の核問題)や同第1929号(イランの核問題)等、特定の対象国への武器等の移転を防止することを決定する安保理決議 等)

③ 紛争当事国への移転となる場合

(紛争当事国: 武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国)

原則2: 移転を認め得る場合を次の場合に限定し、**透明性**を確保しつつ、**厳格審査**

① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合

② 我が国の安全保障に資する場合

- ・ 我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産の実施
- ・ 我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化
- ・ 装備品の維持を含む自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な輸出

(注1) 仕向先等の適切性・武器等の機微性を含め**厳格に審査**。

(注2) 審査体制・手続・基準等の**透明性**を確保。

原則3: 目的外使用及び第三国移転について**適正管理**が確保される場合に限定

原則として、目的外使用及び第三国移転について**我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける**。

(注) 平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合等では、仕向先の管理体制の確認をもって管理を行うことも可能とする。

情報の公開

- 防衛装備の海外移転の許可の状況につき、**年次報告書**を作成し、国家安全保障会議(NSC)に報告・公表。
- NSCで審議された案件については、従来以上に透明性に配慮しつつ、政府として、**情報公開**を図る。